

# 年末年始における業務の取扱いについて

## 1. 年末における業務の取扱い

年末は業務が輻輳し、混雑が予想されますので、随手続きはできるだけ早めにお済ませ下さい。

なお、年内に処理を要するものの取扱いは、下記のとおりといたしますのでご協力をお願いします。

### 記

#### (1) 検査関係業務

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| ① 改造・並行輸入車の図面等の届出 | 12月13日（金）まで |
| ② 持ち込み検査（車検）の受付   | 12月27日（金）まで |
| ③ 再検査             | 12月27日（金）まで |
| ④ 指定整備扱いの受付       | 12月27日（金）まで |

#### (2) 登録関係業務

登録申請等の受付 12月27日（金）まで

#### (3) その他一般業務

12月27日（金）まで

## 2. 年始における業務の取扱い

各業務とも、1月6日（月）から「平常どおり」実施します。

なお、持ち込み検査（車検）の受付については、通常どおり事前に予約を入れて頂きますようお願いいたします。

## 3. お願い

- (1) 年末は27日まで業務を行っていますが、検査・登録業務の混雑が予想されますので、早めに手続きを済ませられますようお願いいたします。
- (2) 車検指定日時の変更及び空予約は、他の申請者の迷惑となりますので、ご遠慮ください。
- (3) 検査及び登録申請のOCRシートは、正確に記入するとともに、内容を十分に点検したうえで提出して下さい。

近畿運輸局 滋賀運輸支局  
自動車検査独立行政法人滋賀事務所